

第 1 5 回 宇都宮市景観審議会 議事録

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

午後 1 : 3 0 ~

第 2 委員会室

出席委員

1 号委員（学識経験者）

山島哲夫委員，古賀誉章委員，小花伸子委員，
中野公吾委員，安森亮雄委員

2 号委員（関係団体代表）

神原敦子委員，木内久生委員，檜原貞亮委員，床井光雄委員

3 号委員（関係行政機関）

上原重賢委員，中島堯男委員，阿部英之委員

4 号委員（市民公募）

北上翔委員

（計 1 3 名）

欠席委員

1 号委員（学識経験者）

花田千絵委員，前橋明朗委員

2 号委員（関係団体代表）

末長修一委員

4 号委員（市民公募）

土橋優平委員

（計 4 名）

出席幹事

塚田浩幹事，高橋裕司幹事（計 2 名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

【司会】 石川弘書記

【傍聴人受付】 大坪信人書記

【写真・録音】 藤田直美書記

【書記】 神山浩幸書記，田中雄志書記，垣生聡書記，
村田洋介書記，（7 名）

石川書記 本日は、お忙しい中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます
います。

(撮影許可)

石川書記 記者の方から、写真等の撮影の要望がありますが、山島会長、
よろしいでしょうか。

山島会長 異議ございません。

(資料確認)

石川書記 続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。
資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第15回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 報告事項1
「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の
策定について」
- ・ 説明資料
「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)」
- ・ 参考資料1
「大谷地域振興方針」
- ・ 参考資料2
「大谷地域関係法令・制度一覧
『大谷地域で建築物等の建築を予定している皆さま』」
- ・ 報告事項2
「宇都宮市景観計画の改定について」
- ・ 参考資料3 景観関係計画一覧

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。
写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前までで
お願いします。

(部長挨拶)

石川書記 今回は、年度初めの審議会となりますので、開会に先立ちま
して、都市整備部長の塚田よりご挨拶申し上げます。

塚田部長 都市整備部長の塚田でございます。
本日は審議会の開催にあたりまして、お忙しいところお集ま
り頂きまして大変ありがとうございます。また、日頃より皆様

におかれましては、本市行政に対しまして格段のご支援、ご協力を頂きまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本市では本年3月に将来目指すべき都市像と、その具現化を図るためのまちづくりの指針となります。「第6次宇都宮市総合計画」を策定いたしまして、計画に掲げるまちづくりの基本方向であります、6つの未来都市の実現に向けまして本年度から各種施策の取組みを進めているところであります。

そのような中、景観行政につきましては、魅力創造・交流の未来都市を実現するための大きな柱といたしまして、本日の議題となっております、大谷地域の景観や文化等を活用した取組みを新たに位置づけまして、本市の景観資源を活用した良好で魅力ある景観の創出に取り組んでいくこととしたところでございます。

そのようなことから、今後は中心市街地における釜川周辺地区、また観光拠点である大谷地域、そして今年度より整備に着手するLRTの沿線地域などにおきまして、景観形成を戦略的に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地からご議論を頂きながら、本市の魅力ある景観形成にご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、以上で挨拶と代えさせて頂きます。宜しくお願い致します。

(委員等紹介)

石川書記

それでは、新たに委員としてお願いした方もいらっしゃると思いますので、ここで、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員のご紹介をさせて頂きます。

お手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧ください。

はじめに、第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席頂いております方をご紹介します。

まず、会長の、山島哲夫委員です。

副会長の、古賀誉章委員です。

続きまして、花田千絵委員でございますが、本日は、所用により欠席でございます。

次に、小花伸子委員です。

中野公吾委員です。

前橋明朗委員でございますが本日は、所用により欠席でございます。

次に、安森亮雄委員です。

次に、第2号委員として、関係団体からご出席頂いております方をご紹介します。

神原敦子委員です。

末長修一委員でございますが本日は、所用により欠席でございます。

次に、木内久生委員です。

檜原貞亮委員です。

床井光雄委員です。

次に、第3号委員として、関係行政機関からご出席頂いております方をご紹介します。

上原重賢委員ですが、所用のため欠席ということで、代理の高橋副所長に出席して頂いております。

中島堯男委員ですが、所用のため欠席ということで、代理の佐野次長に出席して頂いております。

阿部英之委員ですが、所用のため欠席ということで、代理の鈴木課長補佐に出席して頂いております。

次に、第4号委員として、市民公募からご出席頂いております方をご紹介します。

土橋優平委員でございますが本日は、所用により欠席でございます。

北上翔委員です。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の塚田です。

都市計画課長の高橋です。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

都市計画グループ係長の神山です。

都市景観グループ係長の田中です。

都市景観グループ総括の垣生です。

都市景観グループ主任の村田です。

都市景観グループ主任主事の藤田です。

都市計画グループ主事の大坪です。

最後に私、都市計画課長補佐の石川です。

よろしく願いいたします。

以上、委員、事務局の紹介をいたしました。

委員の皆様方には、今後も何かとお世話になりますが、よろしく願い申し上げます。

<1. 開会>

石川書記

それでは、ただ今から「第15回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

まず、開会にあたりまして、山島会長からご挨拶を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<2. 挨拶>

山島会長

会長の山島です。今まで景観審議会は、景観計画に基づいて重点地域を指定して、地域内の内容を決めるということで、大通りも含めて、雀宮等いろいろなところでやってきているのですが、今回は大谷を取り上げるということと、もう一つ景観計画全体の改定という大きな話があります。

これは先ほど塚田部長からお話もありましたが、第6次総合計画でいろいろな形で景観を位置づけられておりまして、特に好循環プロジェクトとして3つ設定しているのですが、その一つで地域の資源を活用して魅力ある都市にしていくというのが入っています。魅力にはいろいろな要素があると思います。景観というのも非常に重要な要素で、市は大谷をかなり取り上げています。LRTも着工し、外からも多くの人が来るようになり、宇都宮の素晴らしい景観を知ってもらおうという意味では、非常に重要な時期にあると思います。

大谷の景観ガイドラインができて、さらに景観計画全体を見直していくということで、今年は非常に画期的な年になるのではないかと思います。そういう意味で、たくさん立派な方がお集まり頂いておりますので、是非しっかり議論をして、10年、20年先の宇都宮の景観を素晴らしいものにしていくために、一緒に頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

石川書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

山島会長

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

<定足数報告>

山島会長

はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

神山書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

<会議の公開>

山島会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案は、個人情報扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

山島会長

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

神山書記

本日の会議については、傍聴定員10名のところ、現在、傍聴者は2名となっていることをご報告いたします。

山島会長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。

また、記者の方へ再度申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

<議事録署名委員の指名>

山島会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小花伸子委員と檜原貞亮委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

<3. 現地調査>

山島会長

次に、本日は議事、報告事項1にありますように、「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)」の策定について、ご審議頂きますが、審議に入る前に現地調査を行いたいと考えております。現地調査の概要について事務局から説明をお願いします。

村田書記

現地調査に先立ちまして、本手引きの趣旨についてご説明をいたします。本手引きにつきましては、景観形成重点地区指定までの大谷特有の景観と景観の保全と、本市の観光拠点としての魅力創出に向けた景観形成の誘導を図るものであります。

現地調査の概要についてご説明いたします。現地調査の場所は、本日も審議頂きます大谷地域となります。これから、用意した車にご乗車頂き、大谷まで向かいます。

まず車内から今回の手引きのエリアであります、県道大谷観音線、市道634号線、市道635号線「立岩街道」を見て頂きます。その後、盤石荘の駐車場に駐車し、そこからは徒歩となりますが、大谷寺の前を通り、大谷公園内をご覧頂きます。大谷公園内の大谷石の岩肌など大谷特有の景観をご覧頂くほか、大谷公園から市営駐車場までの沿道に、新たに出店された飲食店の外観や、市営駐車場北側に予定の出店店舗の現場をご覧頂いた上で、その後の議事においてご意見を頂きたいと存じます。

現地調査の時間につきましては、概ね1時間を予定しております。戻りましたら休憩を挟みまして、午後4時から審議を始める予定でございますので、よろしくお願いいたします。

集合場所は、議会棟正面玄関となります。なお、会場は施錠いたしますので、貴重品以外のお荷物は会場内に置いていって頂いても結構でございます。

それでは、職員により誘導をさせていただきますので、ご準備ができた方から、移動をお願いします。

山島会長

資料は何を持っていけばいいですか。

垣生書記

お配りした中で、右上に説明資料と入っているA3でカラー刷りになっているものがお手元にあるかと思えます。それ以外の資料につきましては、お戻り頂いた後の議事の中で全てご説明をさせて頂いて、その都度ご意見を頂戴したいと存じます。

現地視察につきましては、A3の資料だけご用意頂ければ結構です。

【委員移動⇒現地調査】

【現地調査終了⇒休憩】

<4. 議事>

山島会長

現地調査，大変お疲れ様でした。

では，審議会を再開いたします。

それでは，「4. 議事」に入ります。

本日の議事といたしまして，議案は報告事項2件であり，開催通知でご案内がありましたとおり，「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について」及び「宇都宮市景観計画の改定について」でございます。

《報告事項1》

山島会長

それでは，まず，報告事項1「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について」，事務局から説明をお願いします。

村田書記

報告事項1「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について」，資料に基づきましてご説明いたします。
報告事項1，「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について」をご覧ください。

まず，今回の付議の理由ですが，本市観光拠点である大谷地区における建築物等の建設に当たり，ご確認頂きたい事項をまとめた「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について」ご協議するものでございます。

次に，「1 目的」であります。現在，本市観光拠点である大谷地区におきまして，昨年度策定しました「大谷地域振興方針」に基づき，今年度観光施設に対する開発許可基準が明確化され，今後ますます観光や産業の振興が活性化し，多くの来訪者や事業参加者の増加が想定されております。

そのため，今後，立地誘導エリア内の新規物件（建築物・工作物）及び屋外広告物に対しまして，景観づくりの方向性の検討・調整が不可欠でありますことから，この「大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き」を策定することにより，大谷特有の景観の保全と，本市の観光拠点としての魅力創出に向けた景観形成の誘導を図るものであります。

次に，「2 大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)について」であります。実際の手引きを説明資料としてお付けしておりますので，合わせてご覧ください。

この手引きは，対象とするエリア内における，建築物や工作物の色彩制限，及び屋外広告物等の景観に配慮すべき内容を明

記し、今後予定しております「景観形成重点地区」指定までの、大谷ならではの景観の保全、観光拠点としての魅力創出に向けた、景観形成を図る指針を明記したものでございます。

次に、「**3 これまでの経過**」でございますが、昨年度12月から3月にかけて、宇都宮大学の梶原教授と、当景観審議会委員である安森准教授に、本市の景観アドバイザーにご就任頂き、景観アドバイザー会議を計4回開催させて頂き、本手引きの案をとりまとめてまいりました。

次に、「**4 対象エリアについて**」でございますが、参考資料1の「大谷地域振興方針」に基づく、観光施設等の「立地誘導エリア」としており、新規の出店が予想されるエリアと整合を図っております。

それでは、説明資料に基づき、改めて本手引きについてご説明いたします。

資料をお開きください。

左側に大谷地区の地図がございますが、緑色で着色しております範囲が、大谷地域振興方針における「立地誘導エリア」でございます。

このエリア内における「大谷地区景観形成イメージ」でございますが、

- ・全国に例をみない 奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点としての景観形成
- ・独特の景観である 大谷ならではの景観の保全
- ・自然造形や採掘跡として評価の高い 奇岩・岩肌の保全
- ・石蔵などの 大谷石建造物の保全
- ・大谷の景観を阻害する 色やデザインの建築物・広告物の抑制

としております。

次に、「対象物」及び「対象行為」について、でございますが、まず、対象物は、建築物、工作物、屋外広告物、そして太陽光発電用施設であり、規模は問いません。

次に、対象行為ですが、新築、増築、改築、移転、外観の変更、色彩の変更であり、面積変更を伴わない 増築、改築を含んでおります。

次に、大谷地区における「色彩景観のテーマ」ですが、『大谷石のあたたかみを引き立てる 落ち着いた風情のある色彩景観』といたしました。

また、「色彩誘導の考え方」につきましては、

- ・大谷石や緑を引き立てる，落ち着いた色合いで，低彩度・低明度の色彩を基調とする。
- ・観光拠点としての賑わいを創出しながら，歴史・文化を感じさせる色調を用いる。

といたしました。

大谷地区において建築物等に対する景観誘導を図るに当たり，イメージができるかどうか，ご意見を頂戴したいと存じます。

次に，右側に移り，「景観づくりの手引き確認事項」ですが，こちらは，項目が多数ございますので，対象物ごとに，主なものをご説明いたします。

まず，「建築物・工作物」につきましては，建築物の屋根・外壁の色彩を，右側の「建築物の色彩制限について」に記載の明度・彩度に誘導いたします。

赤色の枠が「外壁の基調色」であり，黄色の枠が「外壁の強調色」として，各立面の25%（1/4）以内であれば使用できるものです。また，そのうち5%につきましては，「アクセント色」として枠外の色彩，例えば彩度の高い色彩を使用することができます。

また，青色の枠は「屋根の基調色」でございます。

この色彩の範囲につきましては，周囲の大谷石の奇岩が映えるように，明度を低めに設定しております。

また，建物の内外装への大谷石の使用を推奨し，使用する際，大谷石を凹凸のある仕上げとするなど，素材の風合いを生かした貼り方を誘導いたします。

さらに，特徴的な事項といたしまして，観光振興のため，昼間だけでなく，夜間景観の創出に向けた，照明への配慮として，色温度や天空への照射について盛り込んでおります。

次に，「太陽光発電用施設」ですが，これは，規模に関わらず，街道に面する敷地への設置は避けて頂き，やむを得ず，設置する場合は，パネル等の設備類が，通行する自動車や歩行者等から，または高所からの見え方に配慮するよう，お願いするものです。

次に，「屋外広告物」につきましては，

- ・使用できる色彩を，原則3色程度までとすること，
 - ・大谷石や木などの自然素材を使用いただくこと，
 - ・高彩度の色彩や，イラスト，写真は使用しないこと，
- などを盛り込んでおります。

なお、屋外広告物につきましては、現在既に本市の中でも最も厳しい「第1種許可地域」であり、今回さらに細かい対応をお願いするものでございます。

次に、報告事項1にお戻り頂き、「5 その他」でございますが、本手引きの周知につきましては、大谷地区における建物等の建設にあたり、「立地誘導エリア」内における、関係法令・制度を、関係部署連携のもと、参考資料2のとおり、一覧にまとめましたので、このチラシとあわせて、各部署の窓口での配布により周知を図ってまいります。

また、今後、市HPでの公開も検討しております。

最後に、「6 今後のスケジュール」ですが、本日の審議会におきまして、委員の皆さまから、ご意見を頂いた後、地元組織等にもご確認を頂いた上で、できるだけ早い運用を開始し、今後の観光施設等の整備に対応してまいりたいと考えております。

あわせて大谷地区におきましては、現在、景観形成重点地区指定に向けた支援業務委託を進めており、本年度内に改めて、地元に入る予定でございます。

なお、大谷地区の景観形成重点地区指定は来年度、平成31年度内を予定しております。

以上で、報告事項1の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

山島会長

事務局からの説明が終わりました。ご自由に意見を頂きたいと思いますが、まずは安森先生から、補足的なことがあればお願いします。

安森委員

内容は今ご説明頂いた通りですが、経緯としましては、今大谷の振興が進みつつあるなかで、一方で景観的な破壊にならないようにという心配も出てきているということで、市の方でこういった動きがあるということでした。来年度に向けて景観形成重点地区にしていくという動きもありますので、ある意味暫定版というか、重点地区への指定を待っていると進んでしまうということがありますので、それまでの期間、まずは最低限このくらいは考えておいた方がいいというところを位置づけるということだったと思います。

それから、この地区自体、景観ガイドラインとして従来のガイドラインというものもございまして、それでも色彩の制限と

いうのはあり，それは後で補足して頂いた方がよろしいかと思いますが，特にその中で大谷に絞った場合に，大谷石ということのを考慮したうえで，比較的low明度・low彩度にするといった考え方でまとめたということになっております。

山島会長 ありがとうございます。質問ですが，立地誘導エリアは色がぼやけていますが，線が確定しているのでしょうか。それとも曖昧なのでしょうか。

高橋課長 こちらについては，きちんとした区域が定まっているわけではなく，観光振興を図っていくうえで観光施設を誘導するエリアとして想定しております。周辺にある観光施設を回遊する場所として，おおよそこういうエリアとなっております。基本的には，資料をご覧頂きました立岩街道や市道・県道からの接道になるので，大体この程度のエリアであれば回遊性の向上に資するような土地活用ができるのではないかとということで，あまり区域を明確化しなかったということもあります。

山島会長 これは開発許可の方ですね。

高橋課長 そうです。観光部局において補助制度を持っておりまして，そちらの方との整合を図ってエリアを設定してございます。

山島会長 開発許可の運用上は，エリアをきちんと決めていなくて，おむねこういう所で，許可の時に考えるということですか。

高橋課長 そうです。基本は，今回の規模ですと建築ベースで500平方メートルまで立地可能としておりますので，ここでご覧頂く市道や県道からのアクセスというのが基本になるということのを想定しているところです。

山島会長 そういった前提で，この手引きについてご自由に議論を頂きたいと思います。

小花委員 テーマの大谷石の温かみというのは，大谷石はウォームストーンですので，黄味がかっていてそこに落ち着いた風情ということで，人によってイメージがいろいろあるところをきちんと数値化されているので，とても分かりやすい手引書，誘導書だ

と思います。特に、屋根のところを思い切って明度と彩度を下げたところが、とても素晴らしいと思います。それは、やはり屋根は反射などで目にくるので、下げた方がいいと言おうと思っていたら、ちゃんと下がっていたので素晴らしいと思いました。

ただ、白壁みたいなものは明度が8.5くらいあると思いますが、本当の左官の白壁ではない、白壁風というようなものは使えなくなるのかなというところと、それから、瓦に白壁風はいいと思うのですが、その辺のところと、アクセントカラーを思い切り彩度を低く設定してあるのですが、商業施設に限り彩度をもう少し広げてあげないと、大谷地域振興方針の方にある「賑わい」というのが出てこないのではないかと思います。

明度・彩度をきっちり指定しているのに、色相を全色相に渡らせたのは、大谷地域振興方針の中に「より色鮮やかに」という文言があるから全部を入れたのだらうと思いますので、アクセントに関しては、とんでもないものをつけられては困りますが、パリでも1階の屋根までの部分に関しては、非常に面積の少ない部分であれば、思い切ったアクセントを使うのをOKにしたりしていますので、その辺りも少し考えた方がいいのかもしれないなと思います。賑わいに関して言うのなら、それもOKにした方がいいのかなと思いました。

もう一つは、ガードレールやフェンスが非常に目立つので、白や青は時間が建つと非常に汚くなるため、公共に関しては国土交通省で定めている環境色にしていかれと思うのですが、民間の商業施設で、フェンスや駐車場のガードレール等をつける時も、環境色の誘導をしていけるように一文入れるといいのではないかと思います。

山島会長

工作物も一応全部捉えているわけですね。

小花委員

では、そちらも入っているということですね。

垣生書記

公共施設のガードレールやポール等につきましても、重点地区に限らずですが、環境色も含めて、その場所に合う色はどんな色かというのは、国や県、市の中で調整してやっていくことはしておりますし、特に大谷については、ご審議いただきましたように焦げ茶色などの色が多分あっているのだとは思いますが、現場でどういった色がいいのか確認しながら各関

係課に依頼をしていきたいと思っております。

小花委員

宇都宮は自転車のまちで、自転車用道路の青色が非常に目につくと思うのですが、重点地区になるような地区に関しては色についてどのように考えているのでしょうか。

山島会長

大谷街道沿いは幸い自転車専用の線を引くほどの余地がない。

小花委員

でも、この先作っていくのか。

**高橋氏
(上原委員代理)**

そこは宇都宮市の方で自転車のガイドラインを作っているはずで、その中でどこまで位置づけされているかというのがあるはずなので、それも見ないとわからないかもしれない。そこまで大谷も入っているのか。

塚田部長

重点地区には入っていません。
ただ、入っていないからといってやらないということではございません。基本的には道路の左側を走りなさいということと表示をしているものですので、今後ここにサイクリストが多くなってきたりという状況によっては考えられますね。

小花委員

青色ですか。

塚田部長

青色しかありません。
ある程度国の方でガイドラインを作りまして、全国的に統一しているところであります。

**高橋氏
(上原委員代理)**

ガイドラインは作っているが、全体のガイドラインなので、地区によっては景観を考えたうえで変えてもいいのではないかという気はします。

塚田部長

ただ、色を変えると、サイクリストの方たちが混乱してしまう可能性があります。宇都宮はもともと緑色にしていた時期もあります。

山島会長

全面的に塗るのではなく、少しわかるようにだけすればいいのだと思います。

檜原委員

景観づくりでの色の話ですが、大谷が昔の産業のまちで、商売をやめて閉めているお宅や、石を置いているだけのお宅もあります。今日見た石切りテラスは一つの成功例というか、いい試みだと思うのですが、あちこちに廃屋的なものがまだまだ残っていて、そういったものもどうなのかと思います。ただ、こういった手引き等でやっていく中で、持ち主たちが少しずつ意識を変えて壊そうかとか、木を植えようかとか、そんなふうになれば一步進むのかなと思いますながら、今日見させて頂きました。

床井委員

色については詳しくわかりませんが、目に優しい色、歴史が感じられる色は何かということ、大谷石の色合いを使いながらということだと思います。せっかく今観光客が増えてきて大谷に行ってみたいというのは、景観が良くなければ品位が育たないわけで、歴史感や品位があるような景観が作れば良いと思います。皆さんの話の中でも、公共物のガードレールや電柱の話も出ましたが、できることはたくさんあると思いますし、何か仕掛けができて美の連鎖が生まれるような拠点を1つ2つ誘導できればいいのかなという感じを受けました。

山島会長

佐野さん、いかがですか。

**佐野氏
(中島委員代理)**

中身について申し上げる知識はあまりないのですが、その中でこれを促進していく策というのは、何か援助していくとかといったことはあるのでしょうか。

垣生書記

これまでもそうですが、景観の重点地区に指定されたエリアにつきましても、市の方で補助金を設けておりまして、建物のファサード等の改修など一部に関しまして、街中の大通りにしても大谷石を使ったら何分の1でいくらか、補助金を持って運用しているところがございます。同じように、大谷につきましても是非補助金を活用頂いて、景観づくりを早い段階で促進できるようにご支援をさせて頂くということでございます。

佐野次長

せっかくそういう制度があるのなら、チラシ等で、そういうことを謳いながらPRしていくと少しは役に立つのかなと思います。

垣生書記

重点地区指定の暁には、今回お配りしているチラシについても、もしかすると他にもっと法令が出てくるかもしれませんし、色々な支援措置も含めて市だけではなく他のところでも出るような補助金もございますので、そういったものも入れ込んでPRできるような資料にどんどん塗り替えていきたいと思っております。

山島会長

鈴木さん、お願いします。今日歩いてみて、結構車が危ないですよ。

**鈴木課長補佐
(阿部委員代理)**

いろいろご説明を聞いていて、年間120万人の観光売込み、客数を目指すということで、これから観光客を増やしていくという中で、いろいろ施策を行っていかれるものだと思います。今日見て回っていても、カーブの先に横断歩道があったり、危険なところも非常に多いと感じました。今特段大きな問題になっていないのは、それほどまだ客数が来ていないからなのかなという部分がありますので、これから観光地としてやっていくうえで、警察の方も安全と円滑という点で客数が増加した時に、いかに安全に、そして円滑に周遊する仕掛けができるかということで、対策を考えていかなければいけないということ、非常に感じたところです。

山島会長

北上さん、お願いします。

北上委員

研究室の調査でも、大谷の方を見て歩いたりしていますが、大谷には空き建物が多いイメージが自分の中にはあって、空き建物かはわからないが、大谷街道沿いにも古くて廃れたような感じの建物が多いなど今日見ても感じました。そこが整備され、新しく活用ができたらいいのかなと思いました。

それから、大谷街道沿いに川が流れているが、景観公園のように、川と切り立った石の感じと緑というのは、景観として見えていいなと思いました。しかし、生活排水が流れ込んでくるのか、川が少し濁って見えたので、難しい事なのかもしれないがそこをきれいに整備出来たら、見た目としてとてもいいのかなと感じました。

山島会長

下水は入っていますか。浄化槽ではなく、下水道でやっているのですか。

- 高橋課長** 大谷地区は公共下水道が入っております。
- 垣生書記** 濁っているのは、大谷石の粉が抜け出してきているというのを聞いたことがあり、生活排水を含めて流れ込んでいるということではないのではないかと思います。
- 山島会長** 汚くはないということですね。きれいな水が流れて、景観公園のようなところだと人が歩いていましたし、非常にいいですよね。
では、木内さんお願いします。
- 木内委員** 景観形成と切っても切り離せないのが屋外広告物です。業界としては、景観形成を念頭に置いた仕事をしていかないと、これから先の産業・事業としても成り立っていかないと思っています。ですので、言えるとすれば、ルール作りなのか、ガイドラインなのかはわかりませんが、きっちりやった方がこれからもっと良くなっていくのではないかと思います。
- 山島会長** 木内さんのところで、大谷地区に造る広告枠のガイドラインを更に作ってしまうというのもあるのですよね。
- 木内委員** 我々は造る方であって、どちらかというところと施主さんや広告主がいて、県外からということもあるので、我々の業界の県内団体としては、そういうことに主眼をおいてやっていますが、そうではない所もあります。
- 山島会長** やはり、一番目立つ部分でもあり、大事ですよ。
- 木内委員** 目立つのがいい所と、目立ってはいけない所とありますので、そこはメリハリになっていくのではないかと思います。それ以外に、これから人が増えてきて歩いていくと、先ほどお話があった空き建物など、色彩だけでなく、そういった目に入るものというのがもう少しきれいになっていくと更に良いまちづくりになるのではないかと思います。
- 神原委員** 先ほど小花先生からもありましたが、明度を抑えているのはいいかなと思ったのですが、大谷地域を見た時に、今日のよう

に晴れていない曇天の時に見ると、ちょっと暗いイメージがあって、岩肌がせり立っているのです、なんとなくどんよりした雰囲気になるのかなと思います。やはり自然素材をといるところからも、漆喰の真っ白い壁面がもう少し大きく出てもいいかと感じました。

歩いているときに山島先生も仰っていたように、賑わいという部分からすると、明度が上がった所であれば、たくさんの色を使うのではなく一色に絞るとか、統一感を出せるようにした方がいいのかなと思いました。ミコノス島で、白い所にブルーが入っているような感じで、明度を上げた時にその部分が統一できているときれいなのかなと感じました。真っ黄色の自動販売機があったりしたので、統一できるといいのかなと思いました。

外壁関係では、建てる時のコストを抑えようとして使われる、石調サイディングやレンガ調サイディングなど、イミテーションのものを避けてほしいなと感じました。

水辺の話も出ましたが、水面の高さがとても低く、歩いても水面が見えなくて、きれいな川に感じられないので、歩いていて気持ちいい水面の高さまで上がって、水のせせらぎの近くを歩きたいと感じるように、うまく水路を活かしてまちなみを作って頂きたいと感じました。

山島会長

非常に有意義なご意見ありがとうございました。
それでは中野先生お願いします。

中野委員

皆さんが仰っていることと、印象は凄く近いように思います。大谷石は確かにきれいな色ではありますが、非常に彩度が低いので、それを邪魔しないようにすると周りをもっと沈んでしまうという宿命があると思うのです。賑わいをどう出すかという意見がいろいろ出ましたが、そこをどうするか。大谷石の産地だから大谷石の建物を造ろうとか、大谷石を外壁に貼ろう、内装に使おうというのは全く賛成なのですが、全部が大谷石になってしまうと、逆に引き立たなくなってしまう、大谷石だらけになってしまうという恐れがありますよね。抑制をしていくとどんどん地味になってしまう。それなら、どうやってそこに見せるべきものを引き立たせて見せるかという仕掛けを、積極的にやってもいいのかなという気がします。

例えば、大谷石に対して日光杉みたいなものを選んで使い、

木と大谷石の対比で見せる，というような積極的な提案があってもいいのかなと思いました。ただ，好き嫌いもありますし，それをどう理由付けするかという難しさもあると思いますが，まちづくりをする時に何かキーになる色や素材として，大谷石を引き立たせる何かがあっても面白いのかなと思いました。

空き家問題とか，まち全体に漂う暗い雰囲気。ロックサイドマーケットのアルバイトは，車を持っていないと採用されないらしく，それは夜危ないから自転車で通ってもらっては困るということもあるようです。その辺りをどうしていくかということは，このガイドラインとは別問題ですが，例えば，空き家を芸術家に開放するとか，人を集める仕掛けがあるといいなと思いました。

古賀委員

まず歩いてみて思ったのは，歩きにくい所がありますよね。思い切って，車の交通を少し制限するというのを考えてもいいのかなというところです。土地の所有者以外の車は入れないという方法もありますし，車線を極端に狭くしてスピードを落とすことによって歩道の幅を拡げたり歩きやすくしたりするとか，いくつかやり方があると思うので，「こうでないといけない」ということにあまり囚われないで，抜け道みたいな細い道を作って誘導するのもあるかもしれないし，いろいろな方法があるかなと思います。

小花委員からもありましたが，賑わいを作るという意味では，ただ抑えるだけでなくアクセント色を効果的に使っていくというのが大事なのですが，例えば商店のファサードのような，1階部分に強い色を使うというのはありかなと思います。遠くから見た時にあまり調和は乱さないように，でも近くではキラキラしているというように，でも，ややもすると黄色い自動販売機みたいなことになってしまう。その違いは何かというと，何かで区切るとすれば面積だと思います。もっともっと小さい範囲で強いものを使うというバランスでうまいものが作れるのかなと思いました。

工作物や室外機を隠すという話もありましたが，エアコンの室外機やガスボンベなどありますが，私がずっとアドバイザーで指導してきたときには，雨どいも安っぽいものをつくると建物ががっかりする感じがするので，うまく雨どいも逃がすところも含めて，どうしてもついてしまうので，必ず隠せと言うわけではありませんが気を遣っているという姿勢が見えるだ

けでずいぶん違うと思いますので，そういうことも指導できるといいかなと思います。

それから，どうしても安っぽく見えるテクスチャーというものがありますよね。何を持って安っぽい材料なのかというのは少し難しいのですが，割とつるっとした感じのテクスチャーは高級感が出にくいのかなというところがあります。ただ，金属的なものや漆喰みたいなものもつるっとしていたりするので，一概には規制という話にはならないかもしれませんが，できるだけ安っぽくないものをという時には，石の肌に比べてつるっとしたものというのは厳しいかなと思います。

看板やサインに関して，たくさんの観光客が来られるということになると，日光から大谷に寄る方が増えるとすれば，外国人が増えていく可能性もあると思います。その時に，どうやって外国の方に不案内にならないようにサインや案内をしていくのか，ということが課題になってくると思います。表記するものが日本語だけではなく，英語が付き，ハングルが付き，もう一つ別の漢字が付き，というようなことになってくると，文字が多くなりますよね。それを，どう分かりやすくしながらコントロールするのか。イラスト・写真は原則使用しないと書いてありますが，絵文字のようなものの方が統一で伝わるのかもしれないし，余地は少し考えたほうがいいかなとは思っています。

それから，生垣の話はあるのですが，積極的に植栽するときには，もう少し樹高の高い樹木のようなものも景観の形成には効果的かなと思っています。1.5 mから2 m くらいの方が通れる高さくらいまでは枝がなくて，その下を通れることによって視線が抜けたり，通行が確保されたり，その下で緑陰を楽しめたりということがあるので，ただ高い木を植えるのではなく，その下の空間をうまく使うということに高い木を誘導するのは，豊かな緑と大谷石の対比の中での景観になるのかなと思っています。

照明について，色温度が低いものが誘導されていますが，場合によっては石のライトアップのように，とてもカラフルなライトアップというのを考えられると思います。個人的には私はあまり好きではありませんが，賑わいを作るという意味で，今はLEDでいろいろな色が作れる時代になったので，昼間とは違う，ちょっと変わったものとして色を使うという可能性もあるので，その辺を余地として残しながら，あまり変なものにならないように協議していくという枠組みがあるといいかなと思

ました。

山島会長

いろいろな意見が出て、それぞれごもっともな意見なのですが、一つは今回の手引きでどこまで反映させていくかという話と、もう一つは重点地区に指定されたときにどうしていくかという話があります。今回の手引きの場合は、歩道を拡げたい等の話はなかなか入ってこないと思うのです。自動販売機の話も本当はしておきたいのですが、今回はやりづらいかもしれません。日光にいくと、日光では自動販売機の色が違いますよね。ああいう形に指導は出来るかとは思いますが。

今回の手引きの中に、どこまで書いていくかというところで議論が出たのが、空き家等の問題も出てきましたが、賑わいや大谷地区のイメージをどうしていくかということで、特に色彩に関するところで議論が出てきました。

一つは自然素材を使って、今日見たパン屋に白い線が入っていましたが全然違和感はなかったですよね。ああいう色はここには入っていないがどうするか。それから、大谷寺に朱色の塀がありましたが、違和感なく溶け込んでいましたね。そういったことを一般的に出してしまうと、それはそれでやってきているのでどうしようもなくなってしまいます。いろいろな色を良いとするというのは、古賀先生と安森先生が見て判断するとか、神原委員が見て良いというような、原則はこうだけれど、デザインを見て判断できるようなところがあるといいですよ。この手引きは、とても厳しく決まっています、これはこれでいいと思うのですが、緩くしてしまうと一般的に緩くなってしまいます。しかし、例えばパン屋のようなデザインを良しとしたら、ここには入っていないが良いということになるわけですよ。それはデザインを見ればいいのですが、今は開発許可が出てきたときに、市が担当者と折衝していけばいいのですが、原則はこうだけれど、良いデザインは活かすという余地があると賑わいづくりに繋がるような気がします。どうでしょうか。

高橋課長

なかなか難しいとは思いますが、パン屋につきましては、経済部の補助制度を活用している関係もありまして、デザインや色彩については我々と協議させて頂いて、ああいう形にして頂いたということもございます。今回の手引きは、あくまで行政指導というお願いのレベルの手引きですので、キャッチボールをしていくことは出来ます。例えば、アドバイザーのような

ものを介していいデザインに誘導していくことは可能かと思われ
れます。

山島会長

一般的に緩めてしまうとどうしようもなくなるのですよね。
もっときつくしてもいいかもしれない。そのうえで、いいデザ
インは良いとしないとは難しく、当面は市の都市景観グループ
がある程度見ていって、重点地区になってからどうかというこ
とになると、その辺も含めて検討していって頂けるといいかな
と思います。

高橋課長

今回の手引きが、将来的な景観形成重点地区のルールに引き
継がれていくものでございますし、いろいろなご意見を頂きま
したので、今回の手引きには必ずしも反映できないものもござ
いますけれども、重点地区を指定する際に十分配慮できること
もございますので、きちんと検討してまいりたいと思います。

山島会長

安森先生、改めていかがですか。

安森委員

賑わいという観点は今回出てきて、アクセント色は5%であ
ればよいということなので、その辺りはカバーしているのかな
と思います。白漆喰に関しても、自然素材として考えれば使用
できるとなっているので、今の範囲でも大丈夫だということだ
と思います。個人的には広告物が気になります。今回の規定で
も、この色は建築物なので広告物に対しては原則3色程度まで
という縛りですよね。かなり広いので、重点地区指定の時でも
いいですが、ここは思い切って基調色を定めるということも有
り得るのかなという気もします。

山島会長

京都のセブンイレブンはあの色を使っていないですからね。
ということは、出来るわけですよ。

安森委員

どうしてもそこは商業的なアピールになるところなので、割
と建築物や景観より、目立つことが優先できてしまうことも
ありますし、大谷地区の入り口にある白い看板も、果たして白
がいいのかもう少し落ち着いた色がいいのかというところも気
になります。既にできている部分もありますが、もう少しコン
トロールがあってもいいのかなという気もします。

村田書記

最初に安森委員からお話のあった、宇都宮色彩景観ガイドライン・色についてですが、今委員の皆様のお手元にお配りした冊子になります。

大谷地区におきましては、このうちの山地丘陵景観ゾーンと、田園集落景観ゾーンが該当する形になります。こちらの表を見て頂きますと分かりますが、外壁の色はもともと明度の高い色を推奨しておりました。こちらは大谷地区に限定した内容ではないので、宇都宮市内の田園集落や山地丘陵の場所を相対的に見て判断したものになりますので、こちらをもとに手引書を作っていった形になります。

委員の方からも色について、賑わいを創出するために何色も設定しているというお話がありましたが、こちらの色彩景観ガイドラインの色をもとに今回の手引書は作らせて頂いております。将来的に重点地区にする際には、いろいろ制限がかかってくる場合もありますし、彩度の調整をするような判断も出てくるかと思うのですが、今回の手引きに関しましては明度の方だけに上限下限を決めさせて頂いた内容になっています。

山島会長

一応これは暫定的というか、これから1年間、平成31年度に重点地区に指定してそこで基準を作る前に、実際に開発許可は始まっていますので、それに対してかなり厳しい形で指導していくということですね。補助金が入ったりするようなものは、デザインについては市の方で指導していくということです。

それでは、報告事項1「大谷地区 立地誘導エリア 景観づくりの手引き(案)の策定について」はよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島会長

それではこちらにつきましては、市の方で積極的に進めていくということをお願いします。

《報告事項2》

山島会長

次に、報告事項2「宇都宮市景観計画の改定について」、事務局から説明をお願いします。

垣生書記

それでは、報告事項2、「宇都宮市景観計画の改定について」、資料に基づきましてご説明いたします。

報告事項2、「宇都宮市景観計画の改定について」をご覧ください。

まず、今回の付議の理由ですが、平成19年9月に、景観法に基づき策定しました「宇都宮市景観計画」につきまして、今年度、改定に取り組むことと致しましたので、その進め方等につきまして、ご報告するものでございます。

まず、「1 背景と目的」でございますが、現在、本市におきましては、平成16年に制定された景観法に基づき、良好な景観の形成を促進するため、市民、事業者、行政の協働のもと本市の魅力ある景観の保全・創出の実現に向けて、平成19年に「宇都宮市景観計画」を策定し、計画的に景観まちづくりに取り組んできたところであります。

その様な中、景観計画は策定から11年、また本市の都市景観形成の基本目標や基本方針、実現に向けての体系を示した「宇都宮市都市景観基本計画」は策定から27年が、それぞれ経過し、上位計画であります「第6次宇都宮市総合計画」や「次期都市計画マスタープラン」の策定、LRT整備事業や歴史文化基本構想等の施策事業の進捗、社会情勢の変化による新たな景観阻害要因等の課題に対応する必要があるほか、さらに魅力ある景観づくりの推進に向けて、都市空間全体のコントロールに向けた総合的なデザイン調整を図る必要がございます。

このようなことから、本市上位計画と整合した景観形成の実現に向けて、本市の魅力をさらに高める景観づくりを、計画的・効果的に推進していくため、景観計画等の施策体系を一体的に見直すものであります。

なお、本市の景観関係の施策体系は下の図のとおりでございますが、参考資料3に、それらを一覽にまとめた資料をご用意いたしましたので、合わせてご覧ください。

策定年度や計画期間は記載のとおりでございますが、申し上げますとおり「宇都宮市 都市景観基本計画」は、本市の都市景観形成の基本目標や基本方針、実現に向けての体系を示したものでございます。次の「都市景観ガイドライン」につきましては、その「都市景観基本計画」の具体化のため、本市を北西部・中央・東部・南部の4つの地域に分けて、それぞれの特色ある都市景観を示すとともに、景観形成の方向を明らかにしたものでございます。

また、景観形成に関係が深い「自然」や「土地利用」の状況から、先ほど色彩のガイドラインの方でもご案内いたしました「住宅地景観ゾーン」や「田園集落景観ゾーン」、「山地丘陵景観ゾーン」などの5つのゾーンを設定しております。

次に、ひとつ飛ばしまして「宇都宮市景観推進プラン」につきましては、「都市景観基本計画」で掲げました目標・方針を継続し、実施事業の課題や社会環境の動向等を踏まえ、新たに施策事業を再構築した、景観行政の推進計画と言うべきものでございます。

最後に「宇都宮市色彩景観ガイドライン」につきましては、「景観計画」との連携を図りながら、先ほどご説明いたしました「5つのゾーン」に応じた「望ましい色彩」の範囲を設定した、色彩に関する景観的な視点で誘導を図るための手引書となるものでございます。

それでは、報告事項2の資料にお戻りください。

次に、「2 改定に向けた進め方」であります。この後、庁内での検討組織を立ち上げ、改定の方向性や基本目標・方針等について検討するとともに、景観審議会委員の皆さまのご意見を伺いながら、取りまとめ、年明け、1月を目途に、原案をまとめてまいりたいと考えております。

その後、2月には都市計画審議会にてご意見を頂いた後、改めて景観審議会にて最終的なご審議を頂いた上で、4月の施行を予定しているところでございます。それまで何度か景観審議会でご諮問させて頂いて、その都度ご意見を頂戴し、新たな景観計画として、まとめてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で、報告事項2の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

山島会長

事務局からの説明が終わりました。今日は中身がなくて、これから今年度中に作るということで、今までいくつか出ていたものを全体でまとめて、一つの景観計画とする。宇都宮市の景観行政のホックになるわけですね。活発に議論をして、是非いいものにしていきたいと思います。

これについてご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

古賀委員

これだけいくつもの計画の資料がありますが、そこに至った経緯はなんですか。

垣生書記

報告事項2でも少し触れましたが、平成16年に現国交省で景観法が制定されまして、当時中核市以上の自治体につきましては景観法に基づく景観計画を作れるようになりました。本市

も中核市を経て景観計画を作れるようになりまして、平成19年に景観計画を作りましたが、それまで景観について何もやっていなかったわけではなく、平成3年にできました都市景観計画に基づいて景観計画を進めてまいりました。申し上げましたように、宇都宮市の都市景観形成に向けた基本的な目標・方針・体系を示したものでございますので、これに基づいて景観計画も出来上がっていると言っても過言ではございません。平成3年にできて、実際にどのように進めていくかという景観ガイドラインを作ったわけですが、実際に平成19年に景観計画を策定した段階でも、当然都市景観基本計画と景観ガイドラインから抽出されたものを、景観計画に落とし込んでおりまして、どちらかという都市景観基本計画が全体的な方向性を示すものであって、景観法に基づいて策定した景観計画はエリアを定めて、そこでどういった制限をかけていくかといったものでございます。それぞれがそれぞれの趣旨のもと、景観行政を推進しております。

山島会長

宇都宮市は景観に早くから取り組んで、条例があったわけですね。それをまとめて景観法ができて、条例でやるものを景観法で法的に紐付けるようにして、それに合わせて長くやってきたので、このあたりで全体をまとめてやるということだと思えますが、そういう理解でよろしいですか。

垣生書記

分かりづらさもあるように思いますので、もう少し分かり易くまとめる、見直すということも含めて、一本化するかどうかは次の議論として考えております。

山島会長

6次総合計画でも景観の話は取り上げられていますし、都市マスタープランも新しくなるので、それを機に全体をまとめていこうという話だと思います。

他にご質問等ございませんか。これから議論をする話ですので、皆さん是非しっかりやって頂ければと思います。それでは、報告事項2「宇都宮市景観計画の改定について」はよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島会長

続きまして「5. その他」の事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありますでしょうか。

各委員

【質疑なし】

<5. その他>

山島会長

事務局より何かございますか。

神山書記

特にありません。

山島会長

本日は、現地調査、ご審議と、長時間にわたりご協力をいただきありがとうございます。今後の参考になる素晴らしい意見が出たと思います。

以上をもちまして「第15回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。

【終了】